

大分県診療所等における物価上昇に対する支援事業実施要領

1. 目的

医療機関等が令和6年度診療報酬改定以降の物価動向等を背景とする足元の物価高騰に対応できるよう、有床診療所、無床診療所（医科・歯科）及び保険薬局に対して診療等に必要な経費に係る物価上昇へ対応するための補助金を交付し、経営の改善に繋げ、地域医療提供体制の確保を図ることを目的とする。

2. 事業実施主体

以下（1）～（3）の全ての条件を満たす有床診療所、無床診療所（医科・歯科）又は保険薬局（以下「対象施設」という。）を開設する法人又は個人とする。

- （1）健康保険法（大正11年法律第70号）上の保険医療機関コードが発行されていること
- （2）令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績があること
- （3）本事業の申請時点で廃院・廃止を予定している施設ではないこと

3. 本事業の内容

知事が対象施設の開設者に対して、大分県診療所等における物価上昇に対する支援事業費補助金交付要綱に定める額を交付する。

4. 留意事項

（1）歯科技工所への対応について

補助金の交付を受けた無床診療所（歯科）は歯科技工所への委託料への適切な転嫁を行うなど、歯科技工所における物価高騰への対応にも配慮すること。

（2）補助金の返還について

知事は、補助金の交付を受けた開設者又は開設者であった者が以下の①又は②に定める事項に該当する場合、交付を行った補助金全額の返還を求める。

- ① 補助金の交付を受けた日以降に正当な理由なく廃院・廃止した場合（ただし、事業譲渡等による廃院・廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続している等、知事がやむを得ないと認めた場合はその限りではない）
- ② 申請内容を偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたと認める場合

5. その他

本事業の実施にあたり、本要領に定めのない事項については、別途知事が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年度2月補正予算に係る大分県診療所等における物価上昇に対する支援事業費補助金から適用する。

大分県診療所等における物価上昇に対する支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、医療機関等が令和6年度診療報酬改定以降の物価動向等を背景とする足元の物価高騰の影響を受けている状況を踏まえ、地域医療提供体制の確保を図るため、「大分県診療所等における物価上昇に対する支援事業実施要領」（令和8年2月25日伺定。以下「実施要領」という。）及び令和8年1月26日医政発0126第67号・医薬発0126第1号 厚生労働省医政局長・医薬局長連名通知「令和7年度 医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業の実施について」の別紙「医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱」に基づき、診療等に必要経費に係る物価上昇へ対応するための補助金を予算の定めるところにより交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助額)

第2条 補助額は、施設区分ごとに、それぞれ以下の表に示すとおりとする。

施設区分	補助額
有床診療所（14床以上）	13千円／床
有床診療所（13床以下）・無床診療所	170千円／施設
保険薬局（5店舗以下）	85千円／店舗
保険薬局（6店舗以上19店舗以下）	75千円／店舗
保険薬局（20店舗以上）	50千円／店舗

※有床診療所の病床数は、医療法（昭和23年法律第205号）第27条の使用許可を受けた令和7年8月1日時点の病床数とする。ただし、令和7年度大分県医療施設等経営強化緊急支援事業（病床数適正化支援事業）により同年8月2日以降に削減した病床数があれば、当該病床数を除くこと。
※保険薬局の店舗数は、所属する同一グループ内の保険薬局の数（厚生局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式3）」又は「特掲診療料の施設基準に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数）とする。

(補助金の交付申請、実績報告及び交付請求)

第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、施設区分ごとに次の各号に定める大分県診療所等における物価上昇に対する支援事業費補助金交付申請書兼補助事業実績報告書兼補助金交付請求書にその他知事が必要と定める書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 有床診療所・無床診療所 第1号様式の1
- (2) 薬局 第1号様式の2

- 2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第1項第2号、第3号及び第2項第1号から第6号までに掲げる事項とする。
- 3 規則第12条に規定する実績報告は、第1項の第1号様式により、交付申請と併せて行うものとする。

る。

- 4 補助金の交付請求は、第1項の第1号様式により、交付申請と併せて行うものとする。
- 5 交付の申請は、申請受付期間中1回限りとする。

(交付の条件)

第4条 規則第5条の規定による交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合は、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助金の額の確定の日の属する年度の翌年度から起算して5年間は整備保管すること。
- (5) 補助事業者は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

(補助金の交付決定及び額の確定の通知)

- 第5条 規則第6条の規定による通知は、大分県診療所等における物価上昇に対する支援事業費補助金交付決定兼額の確定通知書(第2号様式)により行うものとする。
- 2 規則第13条の規定による通知は、前項の第2号様式により、交付決定と併せて行うものとする。

(補助金の交付方法)

第6条 この補助金は、精算払の方法により交付する。

(その他)

第7条 特別の事情により第2条の規定によることができない場合には、別途知事が定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年度2月補正予算に係る大分県診療所等における物価上昇に対する支援事業費補助金から適用する。

第1号様式の2 (第3条関係)

大分県診療所等における物価上昇に対する支援事業費補助金
交付申請書兼補助事業実績報告書兼補助金交付請求書

年 月 日

大分県知事 殿

開設者住所
開設者氏名 (法人名)
代表者職・氏名 (法人の場合のみ)

大分県診療所等における物価上昇に対する支援事業費補助金の交付を受けたいので、大分県診療所等における物価上昇に対する支援事業費補助金交付要綱 (以下「交付要綱」という。) 第3条第1項、第3項及び第4項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請し、実績を報告し、及び補助金を請求します。

記

1 補助金交付申請額・実績報告額・補助金交付請求額 (該当する施設区分にチェックを入れてください。)

施設区分		申請店舗数 [A]	単価[B]	算定額[A×B]
<input type="checkbox"/>	保険薬局 (5店舗以下)	店舗	85,000 円	円
<input type="checkbox"/>	保険薬局 (6店舗以上 19店舗以下)	店舗	75,000 円	円
<input type="checkbox"/>	保険薬局 (20店舗以上)	店舗	50,000 円	円

※施設区分に係る保険薬局の店舗数は、所属する同一グループ内の令和7年4月30日時点の数 (申請対象の保険薬局を含む) とすること。

※申請店舗数[A]は、今回申請する店舗数を記入し、申請に係る店舗の名称及び保険医療機関コードを別紙1に記入すること。

2 誓約事項 (内容を確認の上、口にチェックを入れてください。)

以下の内容について誓約します。

- | |
|---|
| (1) 本申請書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する書類等を適切に保管していることを誓約します。 |
| (2) 申請に係る店舗には健康保険法上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績を有します。 |
| (3) 大分県診療所等における物価上昇に対する支援事業実施要領 (令和8年2月25日伺定。以下「実施要領」という。) 及び交付要綱に定められた交付要件を満たしていることを誓約します。 |
| (4) 本補助金に関する報告や調査について、厚生労働省又は大分県から求められた場合には、これに応じます。 |
| (5) 本補助金の交付後、実施要領及び交付要綱に定めのある返還事由に該当した場合は補助金の全額を返還します。 |

3 振込口座情報

金融機関名		金融機関コード	
支店名		支店コード	
預金種別		口座番号	
口座名義			

※口座名義は、通帳に記載されているカナ表記のものを、通帳の記載どおりに記入すること。

4 添付書類 申請対象店舗一覧表 (別紙1)、誓約書 (別紙2)

担当者名 _____

電話番号 _____

E-mail _____

申請対象店舗一覧表

	店舗名	保険医療機関コード
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

(ふりがな)

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

(公 印 省 略)

第 2 号様式 (第 5 条関係)

大分県診療所等における物価上昇に対する支援事業費補助金
交付決定兼額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付で交付申請及び実績報告のあった大分県診療所等における物価上昇に対する支援事業費補助金については、下記のとおり交付決定 (額の確定) をしたので、大分県診療所等における物価上昇に対する支援事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により通知します。

記

1 補助金の交付決定額 金 円

2 補助金の額 金 円

3 補助条件

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合は、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭 (預金) 出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助金の額の確定の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間は整備保管すること。
- (5) 補助事業者は、暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) 又は暴力団 (同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。) 若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) その他、大分県補助金等交付規則 (昭和 43 年大分県規則第 27 号)、大分県診療所等における物価上昇に対する支援事業実施要領 (令和 8 年 2 月 25 日伺定) 及び大分県診療所等における物価上昇に対する支援事業費補助金交付要綱の定めに従うこと。